

桜田・五十嵐税理士法人は、国内税務、国際税務、連結納税、組織再編税制、SPC業務等の幅広い範囲で、知力をクライアントへの付加価値に替えるべく品質の高いアドバイスを行えるように、日々取り組んでいます。

なお、このニュースレターは概略的な内容を紹介する目的で作成しているため、全ての個別具体的なケースに該当するものとは限りません。個別案件についてのご相談、お問い合わせにつきましては、電話またはメールにて弊社にお問い合わせください。

## 平成 22 年度税制改正の概要(4)

### ～ 連結納税制度 ～

平成 22 年度税制改正では、グループ法人税制の創設と合わせて連結納税制度についても大きな改正が行われました。なかでも、連結納税導入を阻む大きな要因となっていた連結納税開始時・連結グループへの加入時における子会社の欠損金の切り捨てが改められ、一定の子会社について連結納税開始前・加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として連結欠損金として使用することが認められることになりました。この改正により、今後、連結納税制度を導入する企業がいっそう増加していくものと期待されます。本ニュースレターでは、連結納税に関する改正の主な項目についてご紹介します。

桜田・五十嵐税理士法人  
〒150-6018  
渋谷区恵比寿 4-20-3  
恵比寿ガーデンプレイスタワー 18F  
電話 03-5789-5870(代表)  
inquiry@skrdp.com

### 1. 連結子法人の連結開始前欠損金の利用制限の見直し

連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人については、その連結納税開始の日前7年以内において生じた青色欠損金額等又は連結グループへの加入の日前7年以内において生じた青色欠損金額等を、その個別所得金額を限度として、連結納税の下での繰越控除の対象とできることとされました。

### 2. 連結納税の承認申請書の提出期限

連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日(改正前6月前の日)とされました。

また、設立事業年度の承認申請特例における承認申請書の提出期限については設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日と、設立事業年度の翌事業年度の承認申請特例における承認申請書の提出期限については設立事業年度終了の日とその翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日とされました。

### 3. 連結納税への加入の場合のみなし事業年度の特例

事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度が拡大され、加入法人のその完全支配関係が生じた日(加入日)以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができる制度とされました。

### 4. 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価

連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産を時価評価の対象から除外することとされました。

ただし、連結グループ内法人を合併法人とする合併により完全支配関係を有しなくなる場合、および最初連結事業年度終了の日後に完全支配関係を有しなくなる場合については、時価評価の対象となります。

上記1.の改正は、連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が平成22年4月1日以後である連結子法人の欠損金額等について適用され、2.から4.までの改正は、平成22年10月1日以後に行われる連結納税の開始又は連結グループへの加入について適用されます。